

議案第10号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新居浜市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）」を「新居浜市介護認定審査会」に、「42人」を「54人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

介護認定審査会の合議体における保健、医療及び福祉に関する各分野の委員の均衡に配慮した構成を保ち、審査判定業務の円滑な実施に必要な委員の定数に改めるため、本案を提出する。